

大阪市規則第112号

大阪市準公営企業財務規則の一部を改正する規則

大阪市準公営企業財務規則（昭和39年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（大阪市財産規則の適用等） 第93条　〔略〕 2　企業における予算及び会計に係る事務については、次に掲げる規定を準用する。 〔(1) 略〕 (2) 大阪市会計規則<u>第16条第2項</u>、第18条、第20条、第22条、第23条、第25条、第26条、第29条第1項、第30条から第34条まで、第44条、<u>第46条、第47条</u>、第48条第1項（第5号を除く。）、第2項及び第6項（同条第1項第5号に係る部分を除く。）、第50条から第52条まで、第54条、第56条、第62条、第63条、第65条第1項及び第2項（第2号を除く。）、第67条、第68条、第71条、第75条の2、第76条、第77条第1号、第78条、第81条並びに第115条 〔3 略〕 別表第2（第93条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	（大阪市財産規則の適用等） 第93条　〔同左〕 2　〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 大阪市会計規則<u>第13条、第16条第2項</u>、第18条、第20条、第22条、第23条、第25条、第26条、第29条第1項、第30条から第34条まで、第44条<u>から第47条まで</u>、第48条第1項（第5号を除く。）、第2項及び第6項（同条第1項第5号に係る部分を除く。）、第50条から第52条まで、第54条、第56条、第62条、第63条、第65条第1項及び第2項（第2号を除く。）、第67条、第68条、第71条、第75条の2、第76条、第77条第1号、第78条、第81条並びに第115条 〔3 同左〕 別表第2（第93条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

読み替えるべき規定	読み替えるべき字句	読み替える字句
[同左]		
大阪市会計規則第13条第1項	出納員	企業出納員
	会計管理者（区出納員の場合にあつては区会計管理者）	会計管理者（物品出納員及び物品副出納員の場合にあつては、市長）
同第18条	会計管理者が指定する金銭に係る出納証拠書類	出納証拠書類
	表記し又は表示しなければならない	表記しなければならない
[同左]		

[別表第2 別紙2]

読み替えるべき規定	読み替えるべき字句	読み替える字句
[略]		
大阪市会計規則第18条	会計管理者が指定する金銭に係る出納証拠書類	出納証拠書類
	表記し又は表示しなければならない	表記しなければならない
[略]		